

暖房契約

(選択約款)

令和7年10月 1日実施

山鹿都市ガス株式会社

目 次

1. 目的	1
2. この約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 使用量の算定	2
7. 料金	2
8. 単位料金の調整	2
9. 名義の変更	3
10. 契約の変更または解消	4
11. その他	4
付則	5
(別表) 1. 早収料金の算定方法	6
2. 料金表 (暖房契約)	7

1. 目的

この選択約款は、暖房分野における機器の普及を通じ、当社の製造供給設備の効率的な利用またはその他の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. この約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他供給条件は、変更後の選択約款になります。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器若しくは温水機器によって作った温水を利用して暖房を行うシステムのことをいいます。
- (2) 「適用期間」とは12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの5か月間をいい、「その他の期間」とは、5月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの7か月をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「単位料金」とは、8.に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (5) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この供給約款においては10パーセントといたします。

4. 適用条件

暖房機器を使用する需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結

- (1) この選択契約に関する契約は、当社が申込を承諾した時に成立いたします。
- (2) 適用開始日は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、ガスの使用開始の日といたします。
 - ② 契約種別を変更した場合は、契約種別の変更の申し込みを承諾した日以降の定例検針日の翌日といたします。

- (3) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款、小売契約または他の選択約款にもとづく料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (4) 当社は、お客さまが当社とのこの契約にもとづく料金をガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、小売契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスマーティーの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して40日以内（以下「早取料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早取料金（消費税等相当額を含みます。）を、早取期間経過後に支払いが行われる場合には、早取料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅取料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。
なお、早取料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早取料金適用期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、暖房契約の適用期間には別表の料金表（基本料金、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を、その他の期間にはガス小売供給約款の料金表を適用して、早取料金または遅取料金を算定いたします。
- (3) 料金適用開始日は、契約成立後の初回定例検針日の翌日とし、初回定例検針日までの期間については、小売契約の料金表に基づき料金を算定いたします。ただし、当社の他の選択約款に基づく契約の解約と同時にこの選択契約を適用する場合は、当該他の選択約款の料金表に基づき料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早取料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表 1. (2) のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.128 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
=基準単位料金-0.128円×原料価格変動額／100円×(1+消費税率)

(備考)

上記の算定によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

67,220円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表1の(2)に定められた各3か月間における通関統計の数量および価額から算定したトン当たりプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格=トン当たり LPG 平均価格×1.000

(備考)

トン当たりプロパン平均価格は、本社、営業所に掲示いたします。

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格

- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額=基準平均原料価格-平均原料価格

9. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの選択契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するもといたします。

10. 契約の変更または解消

- (1) お客様のガス使用計画に変更がある場合、または**2.** (2) によりこの約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客様に契約違反があった場合（**4.**の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

11. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. この約款の実施期日

この約款は、令和7年10月1日から実施いたします。

2. この約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、令和7年9月30日以前から継続して供給し令和7年10月1日から令和7年10月31日に属するまでに支払義務が発生するものについては、令和7年9月30日まで適用の旧約款に基づき料金を算定するものといたします。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金または8. の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切捨て)
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
 - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 料金表(適用期間)

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから18立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が18立方メートルを超える42立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が42立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表A(消費税相当額を含みます。)

① 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,397.00円
-------------------	-----------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	424.69円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8.の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(3) 料金表B (消費税相当額を含みます。)

① 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	3, 855.78円
-------------------	------------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	288.10円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8.の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(4) 料金表C (消費税相当額を含みます。)

① 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	6, 935.78円
-------------------	------------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	214.76円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8.の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。